

第15回食料・農業・農村政策審議会企画部会議事録

日時：平成16年7月21日（水）14：00～16：40

場所：農林水産省7階講堂

○生源寺部会長 それでは、定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第15回企画部会を開催いたします。

本日は江頭委員、大庭委員、平野委員、杉本臨時委員、横川専門委員が所用によりご欠席となっております。

本企画部会は公開されており、一般公募によって、102名の方から傍聴の申し込みがあり、本日お見えになっております。

また、資料、議事録等につきましては、すべて公開することになっております。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は福本農林水産大臣政務官にご出席をいただいておりますので、政務官から最初にごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○福本農林水産大臣政務官 第15回食料・農業・農村政策審議会の企画部会開催に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、この1月より精力的にご論議いただき、厚く御礼申し上げます。いよいよ本日から、これまでの議論を踏まえ、中間的な論点整理としてとりまとめさせていただくことになります。

この中間論点整理は、これまでの企画部会における議論を広く国民の皆様にお示しするものであるとともに、秋以降の企画部会での議論の基礎となるものであり、非常に意義深いものでございます。これまでの議論からしますと意見の集約が難しい点もあるように存じますが、ここは委員の皆様方のご努力で実り大きな成果としてとりまとまる 것을期待しております。お暑い中、大変濃密な日程でご苦労をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、テレビカメラはこのあたりでご退室いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局の方で人事異動がございましたので、ご紹介をお願いいたします。

○今井企画評価課長 7月2日付で企画評価課長を拝命いたしました今井でございます。これから事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回異動がありました者を私の方から紹介させていただきます。

総括審議官の井出でございます。

国際担当総括審議官の伊藤でございます。

総合食料局長の村上でございます。

総合食料局次長の山田でございます。

生産局審議官の皆川でございます。

経営局長の須賀田、少し遅れているようでございます。

経営局審議官の宮坂でございます。

農村振興局長の川村でございます。

農林水産技術会議事務局長の西川でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○生源寺部会長 こちらこそ引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

本日は中間論点整理に向けた議論の第1回目ということでございます。中間論点整理の作成に向けた進め方につきましては、5月24日の第12回企画部会におきまして私の方で中間論点整理の素案を作成し、それをたたき台としてご審議いただく、こういう方針を皆様方にお諮りし、ご了承いただいているところでございます。

本日は、私の方で中間論点整理の構成案等、目次とそこに盛り込むべき内容の骨格を用意しておりますが、その説明に入ります前に、作成の経緯について簡単にご説明申し上げたいと思います。

5月24日の企画部会において私にお任せいただきました素案作成につきましては、何人かの委員の方にお集まりいただきましていろいろご相談申し上げながら案の作成を行う、こういう方法をとらせていただきました。声をかけさせていただきました委員は長谷川委員、西山臨時委員、山田臨時委員、坂本専門委員、立花専門委員、村田専門委員の方々でございます。7月1日、12日、そして昨日、20日でございますが、3回にわたり会合を持ってまいりました。こうした経緯を経まして、本日お配りしております中間論点整理の構成案と盛り込むべき事項をとりまとめたわけでございます。ただ、最終的な素案の細かな文案等につきましては、なお調整を行っている状況でございます。したがいまして、この少人数のグループによる会合につきましては、少なくとももう一回開催することを予定しております。つきましては、このもう一回の会合が終了した時点で直近のこの企画部会におきまして、この少人数会合の経緯につきましてはまとめてご報告を申し上げたいと思います。

以上が、とりあえずこの時点での少人数グループの会合を中心とする検討の経緯のご報告でございますが、続いて資料の説明に入りたいと思います。

その前に、本日、委員の皆さん等から資料の提出がございますので、机の上にあるかと存じますが、簡単にご紹介申し上げたいと思います。順不同になるかもしれませんけれども、村田専門委員からご提出いただきました委員の執筆された記事を綴じたもの、永石委員から「提案書」と書かれているもの、それから山田委員から「新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に向けた政策提案」、これも綴じた

ものがございます。また、委員以外の方からということで、これは前回の有識者ヒアリングで私どもがお話を伺った日本生活協同組合連合会の山下俊史さんの名前による意見も提出されておりますので、皆様方に配付しているところでございます。

それでは、本日の資料の説明に入りたいと思いますが、今回の資料につきましては私の責任においてとりまとめているものでございますが、とりまとめに際しましては事務局にもご参加いただいたおりましたので、説明は事務局からお願ひをいたしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

○今井企画評価課長 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。本日の議論向けには、資料番号1から3までの3つの資料を準備しております。資料番号1は中間論点整理の構成案でございまして、まずこれで全体の構成を見ていきたいと思います。

「はじめに」という前文のほか、全体は3つの大きな柱で構成してはどうかということでございます。

1つ目の柱は、第1の「政策展開の基本的な考え方」でございまして、1の「食料・農業・農村が果たすべき役割」のところでは、農政が目指している将来像はどういうことかということを記述してはどうかということです。

2の「農政改革の必要性」のところでは、食料・農業・農村を巡る現状を踏まえた上で、なぜ今農政改革が必要なのかということを記述してはどうかということです。

3の「改革に当たって留意すべき基本的な視点」のところでは、農政改革を実効あるものとするために関係者が共有すべき改革の視点を記述してはどうかということです。

4の「国民の理解と納得」というところでは、国民の理解と納得を得て農政改革を進める際に特に留意すべき点について記述してはどうかということです。

以上が1つ目の大きな柱の構成でございます。

次いで2ページ目ですけれども、これが2つ目の大きな柱であります「政策改革

の方向」でございます。ここでは基本的にはこれまでの企画部会で重点的にご議論いただきました3課題の基本的な考え方や主要論点を整理してはどうかということでございます。そういったことを1の「論点整理の考え方」のところで述べた後に重点3課題についてそれぞれの関連にも留意して、ここでは4つの柱で論点を整理してはどうかということでございます。

論点の1つ目の柱は2のところになります。2として「担い手政策の在り方」というのを記述してはどうか。

次に、3といたしまして担い手対策の一環としての「経営安定対策（品目横断的政策等）」というふうにしておりますけれども、それを記述してはどうかということでおございます。

ここでは、少人数会合の場でも「品目横断的政策」という表現が非常にわかりづらいという意見も多くございましたので、それも踏まえまして担い手に着目した経営安定対策を品目横断的に講じていくものと品目別に講じていくものがあるということがわかるように、こういった柱立てにしてはどうかということでございます。

4が「農地制度の在り方」ということでございまして、これは担い手の経営にも大きく関わりますし、またその後の5の資源保全の対象となるものが農地でもありますので、担い手と農地を分けまして、農地についてはここで整理をしたらどうかということでございます。

5番目が「農業環境・資源保全政策の確立」ということで、（1）として「資源保全施策の在り方」、次のページですけれども、（2）で「農業生産環境施策の在り方」ということで整理してはどうかということでございます。

3つ目の大きな柱が「その他」ということで、今後の議論の進め方、さらには「改革の工程管理と計画的な推進」といったことについて記述してはどうかということでございます。

以上が全体像ですけれども、続きまして資料の2でそれぞれの構成の項目に盛り込むべき事項を整理してございますので、これを説明させていただきたいと思います。

左側のところにはただいま説明いたしました構成案を載せてございまして、その

右側にはそれぞれの項目に対応して盛り込む事項が対比できるように整理してございます。

「はじめに」というところでは、検討の経緯とか中間論点整理の性格について記述するという方針で、1点としては昨年12月に審議会が大臣から諮問を受けたということ。企画部会としては食料・農業・農村を巡る情勢分析とか大臣から示された重点課題を中心に議論してきたということ。農政改革にはスピードアップが不可欠ですので、可能なものから17年度の予算や制度改正に反映されることも期待して中間的に論点を整理したこと。この中間論点整理については、食料・農業・農村に関する国民的な議論のたたき台となることを希望しているといったことがポイントになるのではないかということでございます。

次の第1の「政策展開の基本的な考え方」の1の「食料・農業・農村が果たすべき役割」につきましては、食料・農業・農村が我が国経済社会の中でどんな役割を果たしているのかということを記述してはどうかということで、その記述の要素といたしましては、食料・農業・農村が国民の日々の生活や経済社会のあり方と直結しているものであるということ、したがって経済社会の構造変化とか国民の意識や価値観の変化を的確に受け止めて、引き続き国民生活の向上や我が国経済社会の発展に貢献していくことが必要であるといったことを記述してはどうかということでございます。

続きまして2ページですけれども、「農政改革の必要性」につきましては、5点に分けましてその必要性を記述してはどうかということでございます。

(1)の「農業の構造改革の立ち遅れ」というところでは、右側にありますように、農業の構造改革が立ち遅れて、生産構造の脆弱化の進行が懸念される中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、我が国農業の生産性の向上と競争力の強化を図ることが急務であるといったこと。

(2)の「食に対するニーズの多様化と高度化」のところでは、近年BSEの発生などを契機に、国民の食の安全に対する信頼に大きな揺らぎが生じてきており、国民の食に対する信頼を確保することが急務であるといったこと。また、国民の食生活の変化に国内生産が十分に対応できていない中で、消費者のニーズに対応した

農産物・食品の供給、農業と食品産業の連携強化が急務となっているということ。

(3) の「農業の多面的機能に対する期待の高まり」では、過疎化・高齢化の進行に伴う農業生産活動の停滞等から、多面的機能の発揮に対する懸念が生じてきており、農地・農業用水等の資源の保全管理や環境と調和した持続的な農業の展開が大きな課題となっているといったこと。

次のページの4番目の「グローバル化の進展」のところでは、国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れの中で、国境措置に過度に依存しない体制の構築が必要となっていること。また、アジア諸国において我が国農産物のニーズが高まっていることをチャンスと捉えて、戦略的な海外市場開拓・販売促進の取り組みを強化するといったことや海外ニーズに対応できる産地づくりが必要となっているといったこと。

(5) の「農業・農村における新たな動き」のところでは、厳しい農業・農村の状況下にあっても、各地域ではこれまで見られなかったような意欲的な取り組みの萌芽が見られ、そうした動きを積極的に受け止めて、新たな政策の構築に生かすことが必要となっているといったことを記述してはどうかということでございます。

3の「改革に当たって留意すべき基本的な視点」といたしましては、(1) の「目的に応じた施策の選択と集中的実施」のところでは、施策目的の明確化、目的に合った施策の選択、必要な対象への集中的実施、施策間の整合性の確保、こういったことを通じ、施策を一層効率的・効果的なものとし、国民にわかりやすい政策体系とすべきこと。

(2) の「消費者の視点を踏まえた施策の展開」のところでは、消費者に選択される農産物の生産を促すために、消費者ニーズの正確・迅速な伝達を通じて、生産者の経営意識を向上させていくことが必要なこと。また、消費者が正確な情報を得た上で商品選択を行えるようにすべきこと。

次のページですけれども、(3) の「創意工夫の発揮」のところでは、官と民、国と地方の役割分担を明確にし、意欲的な農業者や地域の創意工夫と主体性が一層発揮されるようにすべきこと。

以上のような視点に加えまして、4の「国民の理解と納得」というところでは、

(1) の「透明性の確保」ということに関しまして、政策の決定と実行のプロセスにおける透明性を高めながら、政策のあり方について国民の理解と納得を得ていくことが重要であり、政策評価に基づき、施策を適時的確に見直すことが重要であるといったこと。

(2) の「国民負担の在り方」といたしましては、施策の重点化により、国民負担を可能な限り合理的なものにしていくことが必要であること。また、国民負担の必要性について、国民の理解と納得が必要であるといったことを記述してはどうかということでございます。

2番目の大好きな柱の「政策改革の方向」につきましては、「論点整理の考え方」のところでは、先ほども申し上げましたけれども、大臣から示されました重点課題について、相互の関連にも留意しながら、4つの柱で論点を整理する。その際、今後さらに意見の集約を図っていくべき点とか検討する際の選択肢等が明確になるように記述していくというような方針で、1つ目の柱であります「担い手政策の在り方」のところでは、「基本的な考え方」といたしましては、右側にありますように、立ち遅れている我が国農業構造の改革を加速化させるために、農業経営の改善を促す諸施策について、これまでのように幅広い農業者をカバーするのではなく、対象を担い手に明確に絞った上で集中的・重点的に実施していくことを基本として改革を行うべきということ。

(2) の「担い手の明確化と育成・確保」のところでは、担い手の明確化に当たっては、認定農業者制度を基本とするのだけれども、認定のばらつきの解消等をさらに徹底していく必要があるといったこと。さらには、構造改革が立ち遅れている土地利用型農業については、地域ぐるみで農地・農業用水の利用調整を行いながら営農が維持されているといった実態を踏まえて、経営主体としての実体を有する集落営農等を適切に位置づけていく必要があるといったこと。

(3) の「人材の育成・確保」におきましては、経営に携わる人材を、就業形態や性別等を問わず、幅広く育成・確保していくことが重要であること。その際に女性の経営参画、社会参画を促進していくことが重要であるといったこと。

(4) の「担い手への支援方策」におきましては、経営面や技術面での支援機関

であります関係団体、機関の連携の促進や一元化が必要であるといったことを記述するということでございます。

次のページの2つ目の柱になります「経営安定対策（品目横断的政策等）の確立」のところでは、「基本的な考え方」といたしまして、構造改革を促進する観点からも、対象を担い手に絞り、経営の安定を図るための対策を確立することが急務であること。その際、複数作物で構成されている水田作経営と畑作経営については、品目別にではなく経営全体に着目した施策、それが品目横断的政策になるということですけれども、そういうことを講じることが適切であるということ。その際、施策の持続性を確保する観点からは、WTOの「緑」の政策に該当するものとすることが適当である一方で、構造改革の加速化など我が国固有の課題の解決につながるような配慮も必要であるといったこと。経営に着目した支援対策への転換に際しては、国が農業者に対して直接支援する必要性について国民の理解と納得を得る一方で、支援対象となる担い手に求められる責務を明確に示す必要があるといったことを記述するということでございます。

（2）の「品目横断的政策の考え方」につきましては、支援の仕組みといたしまして、これまで企画部会でも議論いただきましたように、諸外国との生産条件格差の是正対策と収入・所得の変動緩和対策を組み合わせていくということを記述するということでございます。

（3）の「品目横断的政策への転換に当たっての配慮事項」につきましては、先ほどともダブりますけれども、品目横断的政策の導入と我が国が抱える固有の課題が整合するような配慮。WTOの「緑」の政策に該当するようにしますと、欧米なんかでは過去の生産実績に基づく支払いとすることになるわけですけれども、そうしますと構造改革を固定化するように働く懸念もあるので、そういうものが解決されるような工夫が必要だといったような趣旨でございます。

（4）の品目別政策の見直しにおきましては、野菜、果樹、畜産等の部門專業的な営農類型についても、担い手への施策の集中化・重点化等を図る観点から、品目別の政策を見直していく必要があるといったことを書いてはどうかということでございます。

4番目の「農地制度の在り方」につきましては、「基本的な考え方」といたしまして、まず農地は農業生産、農業経営にとって最も基礎的な資源であるということ。農地を巡って生じている課題というのは、大別しますと優良農地の確保と農地の有効利用の2つとなるので、そうした面から農業・農村の現場の実態や制度の運用実態も踏まえた見直しが必要であるといったこと。

(2) の優良農地を確保する面の項目といたしまして、個別・分散的な農地転用を防止するとともに優良農地の面的な確保のための制度のあり方、農地転用規制における国と地方の関係のあり方といったことが課題となる。

(3) の効率的に利用する面につきましては、担い手への農地の利用集積の促進と面的利用の確保、耕作放棄地の防止・解消、農地の権利移動制限の要件についての検討、さらには構造改革特区におけるリース方式の全国展開についての考え方、こういったことを記述していくということでございます。

次のページ、柱の4番目に当たりますけれども、「農業環境・資源保全政策の確立」のところでは、まず資源保全施策につきまして、「基本的な考え方」といたしまして、農地・農業用水等の資源が、農業者にとっての生産基盤であるだけではなくて、食料の安定供給や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通の資本であるということ。農業・農村の状況変化に対応し、新たな手法の導入も含め、適切な保全管理を一層促進するための政策体系が必要であるといったこと。

②の「国、地方公共団体、農業者等の適切な役割分担」におきましては、資源の保全が、農業者・地域住民・国民全体に与える利益に応じて、国・地方公共団体・農業者等が適切に役割を分担し、国としては、地域の多様な実態を踏まえて必要な支援・関与をしていく必要があるといったこと。

「具体的な施策手法」といたしましては、地域によって自然条件や営農形態などが異なることから、ア) からエ) に並べておりますけれども、法制度による農地の適正な保全・利用の促進、先進事例の紹介を通じた自発的な取り組みの促進、施設整備と一体的に行う管理体制の整備、多様な取り組みによる保全活動への支援、こういったことを組み合わせて実施することが有効なのではないか。

その際、エ) に書いてあります保全活動への支援については、モデル的に、実効

性などの検証を行いながら施策の導入をしていくことが必要なのではないかといったことを記述してはどうかと。

2つ目の論点になります「農業生産環境施策の在り方」につきましては、「基本的な考え方」といたしまして、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換していくことが不可欠であるといったこと。

「具体的な施策手法」といたしましては、ア) といたしまして、農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策において要件化していくということ。

イ) といたしまして、特定の地域において、環境負荷の大幅な低減を図るモデル的な取り組みに対する支援を新たに導入してははどうかと。

こうした具体化に際しましては、EUの共通農業政策で汚染者負担原則で行われているといったことや我が国農業の特徴、具体的には、まだまだ環境保全型農業というのが一般化していない、そういう特徴を考慮しながら検討していく必要があるといったことを盛り込んではどうかと。

次のページ、3つ目の柱であります「その他」のところですが、1点目の「今後の主要な検討課題と検討の進め方」ということにつきましては、秋以降、これまで議論を行わなかった食料自給率問題をはじめとする諸施策のあり方についても検討していくのだといったようなことを記述するということ。

2点目の「改革の工程管理と計画的な推進」のところでは、各施策の導入の手順と実施の時期を明示したプログラムを作成した上で、計画的に施策の具体化が必要だといったことを記述してはどうかということでございます。こういったことで全体を構成してはどうかということでございます。

なお、資料3といたしましてデータ集を用意してございます。今後、文章の肉付けに応じましてさらにデータも整備していくつもりですけれども、参考にしていただきたいと思います。

なお、これまでの企画部会におきまして用語集というのを作成しまして皆さんに提供いたしましたけれども、このデータ集には、最終的には肉付けした文章の記述に合わせまして、理解困難な用語等については用語集を整備して添付するというよ

うなつもりで作業しておりますことを申し添えさせていただきたいと思います。
資料の説明は以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、引き続きましてご意見をいただき、あるいは質疑応答という形に移りたいと思います。

本日の議論の進め方でございますけれども、この中間論点整理の構成案、また盛り込むべき事項の案につきましては、両方とも今ご説明になりました資料2に含まれておりますので、この資料をもとに論点を絞りながらご議論をいただければありがたいと思っております。

この資料2をおおよそ項目ごとに区切りまして、盛り込むべき事項、構成についてご意見をいただき、そういう形でなかなか括れないものもあるかと思いますので、これまでのこの会合でしばしばそういう形をとってきておりますけれども、最後に全体を通してのご意見を頂戴する時間も持ちたいと思います。そういうことでよろしくうございましょうか。

それでは、前から順番にまいりたいと思います。今日はできるだけ広く皆様方のご意見をいただきたいと思っております。それも踏まえて文章化し、できるだけ早く次の段階にご提示したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

最初に資料2の「はじめに」の部分と第1の「政策展開の基本的な考え方」の部分につきまして、具体的な大臣から指示のありました主要3課題の議論に入る前のところの部分につきまして今回かなり書き込もうという方針でございますけれども、この「はじめに」と第1の「政策展開の基本的な考え方」のところにつきましてご意見を頂戴できればと思います。どなたからでも結構でございます。よろしくお願ひいたします。

○永石臨時委員 まず「はじめに」の言葉なのですけれども、「格段のスピードアップが不可欠との認識に立ち、可能なものから17年度の政府予算や制度改正に反映されることも期待し」というのは、「期待」ではちょっと弱いのではないか。「前提に」とか、そういう表現が使えないかというのが1つございます。今まで議

論のあったように、例えば品目横断的政策も19年度あたりからは実施したいということが出ているわけですから、当然そこに持っていくための今の施策の転換は絶対必要だという認識に立っているはずですので、「期待」では私はちょっと弱いのではないかなと思っております。

それから、「食に対するニーズの多様化と高度化」という中で、1つは、食品産業との連携強化、意外とこれはわかるようでわからないのではないかという気がするのです。もう少しこの辺具体的に表現できないかということなのです。「連携」というのは非常にいい言葉なのですけれども、連携の持つ意味というのは各人それぞれでニュアンスが全然違うのではないかというふうに、私ども行政をやっても感じるものですから、この辺少し具体的に表現できないかということでございます。

もう1つ、「構造改革の立ち遅れ」の中で「農業構造改革が立ち遅れ、生産構造の脆弱化の進行が懸念」。もう懸念は通り越しているのではないかと思うのです。これは農業構造全体を捉えるのか、いわゆる土地利用型農業の脆弱化と捉えるのかで若干違うのだろうと思うのですけれども、この辺、「懸念」程度の表現でいいのか。もう少し危機的表現を使ってもいいのではないかという感じはしております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございました。いくつか貴重なご意見をいただきましたけれども、この場で私がこうこうこうというような格好で申し上げるより、むしろ今日はいろいろご意見を頂戴する形でまいりたいと思っております。こちらが説明するようなことがあればもちろんいたします。

森本委員、どうぞ。

○森本専門委員 内容的にはそんなにおかしいとは思っておりません。ただ、「はじめに」の一番最後の部分に「国民的な議論のたたき台となることを希望」というふうにすごくあいまいな表現がしてありますね。

2～3日前に地元で農業者の集まりがありました。熊本県の中央会の幹部の方と話したときに、熊本県の組合長でも何でも基本計画の見直しがあることすらほとんど知らない。私がこういう会議に専門委員として出ていることも、おそらくほとんど

どのが知らない。私が熊本にいて、この基本計画がどうなっているかということを言われたことがいまだに一回もない。

この前その話をしたときに、俺達のやってることは一体何なのだろうかと思ったのです。一生懸命これだけの回数を重ねて議論をしているけれども、国民とか農業者が本当にこの議論を考えているのか。考えているのは農水省とここにいるメンバーだけで、本来一番この問題を感じなければならない国民とか農業者は全然このことに興味もないし関心も持っていない。その中で中間論点整理が行われることの恐ろしさ。おそらくある程度の形が決まって何かの政策が進んでいって、また農業者は言うのです、「また農水省が勝手にどうのこうの」と。

全中の専務も来ておられます。おそらく専務あたりもそういう危惧は持っておられると思いますけれども、こういうところを「国民的な議論のたたき台となることを希望」とかではなくて、たたき台になるような形で農水省もこれから先は進めてほしいと思いますし、当然農業団体もそういうことを考えて組織討議あたりもやつていただきたいと思いますし、自分達がやっていることが虚しくならないような議論をこれから先やっていかないと、私はこれ以上この企画部会に参加すること自体がだんだんつらくなっています。あの問題はその時々でやらせていただきます。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

安高委員。

○安高委員 今日中間論点の整理が始まるということで、実はもう少し具体的なものがでるであろうと期待しておったのです。ここに書いてあることが間違いではないのですが、こういう内容であれば2カ月前、3カ月前でもこれは書けたのではないか。中間論点整理に入ってこういうもので議論していくということは、今まで議論してきたことは何だったんだろうという疑問も実は正直なところ持っております。しかし、議論がスタートしておりますので、部会長から言われた範囲内で議論に入ってまいりたいと思います。

3ページの右側の下から4行目のところですが、「生産者の経営意識を向上させていくことが必要」という部分です。ここで農業者の経営の意識がどういうものであるかというのを、私なりの考えなのですが、食管法の時代、自由度のない時代、競争のない中では経営というものが必要でなかったのではないか。農業者に経営という意識がなかったと思っております。そして、これから市場経済、自由度が高まってきたときに、農業者はいますが、果たしてすべての農業者が経営者になれるのか。経営感覚を持っているのか。人の特性として、やはり経営者になれるタイプの人間というのは世の中全体を見ても限られています。わかりやすく言うなら経営者に向いているタイプ、労働者に向いているタイプ、より高度な経営を求められれば、そのときに経営に向いているタイプというのは数が限られてまいります。私はそう思っております。そういう認識なくして農業者をすべて経営者にしてしまおうという政策を持っていいのかと思っております。

今私が申し上げたことを文章にするというのは非常に難しい部分があろうかと思っております。そういう意味で、例えばこういうところの文章の流れでいきますと、「経営感覚のある農業者を育てる」というような形が必要なのではないか。すべてが経営感覚があるという前提ではありません。経営感覚のある人、ない人、高度な経営を求めれば、それは1割かもしれない、より高度になれば5%、3%になるかもしれない。そういう意味で経営感覚のある農業者を育成する施策、すべての農業者が育成されるという意味ではなく、規模の大きい人がという意味ではなく、これから農業者に経営を求めるのであれば経営感覚のある者が育つような政策を打っていく必要があるのではないか。

それと、最後に出ております育成だとか育てる。私は、今までの政策が「保護する」という形ですべてが流れてきていたように思います。今回企画部会の中で見たいろいろな資料の中にも、我々あるいは農林水産省の考え方の中には「保護する」という観点がまだまだあるのではないかと思っております。「保護する」ではなく、「育てる」という形にならなければ競争力のある農業はできないと思います。ただただお金をやって育つわけではありません。

私の好きな言葉に「地獄への道は善意の敷石が敷き詰められている」という言葉

があります。ただ補助金を与える、保護するということは、競争社会になれば今まで以上に農業者を地獄へ導くことになるのではなかろうかと思っております。そういう意味で経営感覚のある農業者を育てるという感覚で政策を立てていっていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。最初にもう少し詳細なものを期待していたのだけれども、どうも違うというお叱りを受けたわけでございまして、この点につきましてはご批判は甘んじて受けたいと思います。中身については、現在も少人数グループでの検討を継続中でございます。また、今回こういう形でお出ししたことにつきましては、まず構成の骨組み、あるいは基本的に盛り込むべき論点の柱といいますか、こここのところについてまずご意見を伺って、そこで大方のご了解を得られ、また改善ができたところで、さらに今準備しているものをご披露する形で進めることもあるかなという意味合いもあってこういう示し方をしていることにつきましても申し上げておきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは中村委員、その後、豊田委員お願ひいたします。

○中村委員 今お話があつて若干理解ができたのですけれども、私もどのように発言していいか今迷っております。と申しますのは、構成については、こういう構成でやっていただく方が前よりもわかりやすいと思いますが、各委員が今まで発言した内容、それから私もペーパーで5月24日に出しておりますが、かなり幅広く物を言っていると思っております。それがこういう格好ですとどこにどのようにはまっているのか全くわからないので、さて今日はどのように発言しようかなと迷つておりました。

確認しておきたいのは、次回どの程度の内容で出てくるかわかりませんけれども、例えば私が前に言っております提言が中に盛られないという場合、30日の段階でもその議論は当然指摘ができる、こういう段取りになるのかどうかというのをまずお伺いしておきたいと思います。

○生源寺部会長 その点につきましては、本日の盛り込むべき事項の粗いものの中で落ちているものもあるかと思います。また、この段階では果たして盛り込まれているのかどうかということも判断できないということがありますので、そこは今後ともご発言いただければありがたいと思っております。

それでは豊田委員。

○豊田委員 5月24日の企画部会に委員の皆様方が出された論点を整理したものがございましたので、今回の構成案をそれと照らし合わせて見てみましたところ、枠組みといいますか、布石といいますか、そういうものとしては非常にバランス良くとれていて、それぞれの意見がこの石を起点にして伸びていく可能性があるのでないかなと受け取ったのです。ただ、全体の構成の中でちょっと気になったことは、「農政改革の必要性」に5点、（1）（2）（3）（4）（5）と出ております。これは本来の食料・農業・農村基本法の構成から言うと、むしろ（4）「グローバル化の進展」が先に来まして、（2）に「食に対するニーズ」、（1）の「農業の構造改革の立ち遅れ」、（3）の「多面的機能」、（4）の「その他」という形で構成がされるのではないかと思われました。しかしながら、私の意見は、むしろこの配列の方が今の課題が何かということを明確にする上で実によく考えられていて、いいのではないかと考えています。つまり何を私どもの中間論点整理のプライオリティー（優先順位）として確定しておくのか、最初の石はどこなのかというところで、この（1）の「農業の構造改革の立ち遅れ」がある、諸外国に対してこの点で日本農業は極めて問題を抱えているということから出発しているという意味で、私は非常によく納得できたということがあります。もうちょっと加えてもいいでしょうか。

○生源寺部会長 今の第1のところまでのご議論であれば引き続きどうぞ。

○豊田委員 今までの議論との関わりで「農政改革の必要性」の次に「改革に当たって留意すべき基本的な視点」というところがございまして、今の安高委員のご指摘でもここに結構大きなポイントがございましたので、それに関連して一、二だ

け述べさせていただきます。

(1) の「目的に応じた施策の選択と集中的実施」というのは、・の次に「農政改革は、これまでの地域全体に対して価格保護や補助金を主な手法とした施策から国際規律に適合する政府による生産者個人に対して経営に着目した支援や金融・保険など、信用を主な手法とする施策へ転換していく」、例えばこういったことを加えてもよろしいのかどうかということが1つの質問でございます。

もう一点が、4の「国民の理解と納得」のところで、これも非常に重要なところなのですが、「国民負担の在り方」というところに2つの・がございます。その後にこのように書き加えてもよろしいのかということです。「特に今回の農政改革が、農政の国際基準となっている国境の価格保護による消費者負担から直接支払いによる納税者負担への転換である」、これが国際基準として考えられていることでございますが、「転換であるという理解が重要である」と考えてよろしいのだろうか。つまり国民の負担のあり方が変化するということを理解してよろしいのかどうか。

さらにもう一文ございますが、「さらに、諸外国との生産条件格差の結果が農業生産者から消費者に至る食料の流れの各段階にいかに帰属して、このような負担のあり方が変化するのかを明示する必要があるのではないか」というような理解を加えてよろしいのかどうか。

以上の点でございます。ちょっと長くなりました。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。豊田委員と私は専門の分野が割と近いものですから、私は今の言葉遣いなんかは比較的理解できたわけでございますけれども、必ずしも専門の近い方ばかりではございませんので……。いくつかご指摘がございました。今、加えてよろしいですかという表現をされましたけれども、加えてほしいということかと思います。ケース・バイ・ケースといいますか、それについてもう少し私ども検討してみたいと思っております。

価格政策、一様に及ぶような施策ではない形へ、こういう基本的な考え方。それから、融資等のお話はおそらく担い手政策の部分かなと思っております。

それから、納税者負担、消費者負担という言葉を使うかどうかは別といたしまし

て、国際的な規律を当然念頭に置いて、またその強化に対応し得るというようなことでございますので、ある意味では趣旨は相当程度既に盛り込むような形になっているのではないかと思っております。

負担の帰属の問題は、確かにこの段階ではあまり意識されておりません。農産物の価格が仮に今の段階よりも下がった場合に、その部分がどういう形で川下に波及していくか、あるいは消費者まで届くか、こういう問題意識のご発言かと思いますけれども、その部分のところまでは今の段階では必ずしも明示的には議論されておりません。ただ、消費者の視点の重視ということがございまして、その中にはそういう意味合いも含まれている、こういう言い方もできるかと思います。非常に貴重なご意見をいただきましたので、ほかの皆様方のご意見も踏まえながら検討させていただきたいと思います。

そのほかにございますでしょうか。村田委員。

○村田専門委員 第1のところで私の意見を言いたいのですけれども、「改革に当たって留意すべき基本的な視点」のところに「農業環境政策の本格的導入」という視点を入れたらいいのではないかと思います。というのは、「農政改革の必要性」で5つほど挙がっているのですけれども、僕なりの理解をさせていただくと、グローバル化に備えた開放的な農業保護政策が必要だということで、今豊田さんもおっしゃいましたけれども、価格政策から所得政策に持っていくのだと。それには国民の理解と納得を得ることが必要なのです。それは詳しくいろいろ説明して納得を得るという努力ももちろん必要ですけれども、新しいシステムの中に国民の理解が得られる仕組みをビルトインする必要があると思うのです。それは何かと言えば農業環境政策が有効だと思うのです。

後ろの方の「農業環境・資源保全政策」のところに「各種支援策において要件化」というのが突然出てくる。「要件化」というのはクロス・コンプライアンスだと理解するのですけれども、これでは非常にわかりにくい。「改革に当たって留意すべき基本的な視点」のところに農業環境政策を柱のひとつに据えて、それをクリアしなければ所得政策の対象にならないよというぐらいの——それはクロス・コンプラ

イアンスなのですけれども、そういうことをもっと前の段落で言わないと政策転換したことがわかりにくい。後から重要なことが突然出てきて、これは何だというよう非常に戸惑う人達が多いと思うのです。ということで農業環境政策の導入というのを「留意すべき基本的な視点」に入れるべきではないかと思うのです。

「農政改革の必要性」の中であと2つあります。食の安全・安心ないしは消費者ニーズに対応するというようなことだとか、担い手の確保、農地集積という構造改革、これらはいずれも農業環境政策とリンクしているのです。農薬、化学肥料を減らすということは食の安全・安心に応えることになる。環境保全型農業をやってい担い手というのは、農水省からいただいた資料の中に比較的大規模で意欲的な農家が多いという資料がありますから、そういう人達に支援策を集中するのだということは、結果的に農業構造改革を促進することになると思うのです。そういう意味で、環境政策は生産性の向上等に相反するなんていう理解ではなくて、食の安全・安心及び農業構造改革とリンクするのだという認識が必要なのだと。そういう意味で、もっと前の方の段落で「留意すべき基本的な視点」の中に農業環境政策の本格的導入というような趣旨のものを入れて、それをクロス・コンプライアンスとすることを言っておくと、ああそうか、今度の基本計画の変更というのはそこが大きな変更点があるのだなということが国民にもわかりやすくなるのではないか。また、特定の農家に所得補償するということについての国民の理解も得やすくなるのではないかと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございました。これは記述の内容ももちろんござりますけれども、順序といいますか、書きぶりについてのご意見だったかと思いますので、この点も受け止めまして少し考えてまいりたいと思います。

安土委員どうぞ。

○安土専門委員 大きな勘違いがひょっとするとあるのかもしれないですが、1ページ目の「食料・農業・農村が果たすべき役割」という記述がどうも私には意味がよくわからないのです。というのは、食料・農業・農村に関する施策とか食料・農業・農村に関する何々という使い方をするときはそれでいいと思うのですが、「食

料・農業・農村が我が国経済社会の中で果たすべき役割」というのは、主語が食料・農業・農村ですよね。そうすると、これは中点ですから一つ一つ別にすると、「食料」は「食料の安定供給、多面的機能の発揮など国民の日々の生活や経済社会の在り方と直結」というのはどういう意味なのか。「農業・農村」ならわかる。「食料・農業・農村」というのは基本計画、あるいは法律的にも使われているので、それをひとまとめにして使ったということなのかもしれません、「食料」の役割と「農業・農村」の役割というのは全く異質のことで、それを同時に書いて、しかもその中に「食料の安定供給」と「多面的機能」、そして「など」となっているわけですが、これは主語がどれかよくわからない。ちょっと文章としておかしいのではないかということが1つです。

そして、それと非常に関わりがあるのではないかと思うのですが、農業・農村の役割といえば食料の安定供給に基本的には尽きるわけであって、「多面的機能の発揮」というのはもちろん意味もよく理解しておりますし、非常に重要であることはよくわかりますが、これは目的と言い換えてもいいと思うのですが、果たしてそれが農業や農村の役割なのかどうか。農業や農村が食料の安定供給を果たしていくことに関しての条件であったり、あるいは安定供給を果たしていくと結果として出てくるある効果であったりするということはあると思うのですが、それを役割として最初のところで掲げてしまうと、農業や農村が既に発揮している今あるものが全部そのまま役割だよということになると、一種の循環論法になるのではないか。もっと目的は絞って、目的とそれを達成すべき条件との関係をきちんとつけた方がわかりやすい。したがって、この文章はいくつから分かれてくるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○生源寺部会長 まず第1点目でございますけれども、私もこの文章を読んで採点をするとすればあまりいい点はつけられないなと思っております。気持ちは、食料・農業・農村のそれぞれの領域は、それぞれ食料の安定供給、多面的機能の発揮などの経路を通して国民の日々の生活あるいは経済社会に深く結びついている、こういう表現をしたかったものを全部圧縮して食料・農業・農村という形にしたわけ

でございまして、当然ご指摘のように、食料は、食料の安定供給による国民の栄養の確保等の固有の役割があるわけでございますし、農業は、この場合は例示として多面的機能の中身が書かれているわけでございまして、一緒くたにして食料・農業・農村がセットになった何かがあるというような意味合いではございません。失礼いたしました。

それから、機能のウエートといいますか、主・従の部分につきましては、企画部会でも安土委員から以前にもご指摘がございました。今回の大臣の主要3課題と照らして、その目的の中のどれを重点にするかということは当然考えたわけでございますけれども、まず基本法に則って私どもは基本計画をつくるという意味では、当然4つの理念を踏まえてということになろうかと思います。ただ、ご指摘のように、今回構造改革の立ち遅れとか食に対するニーズがまず前面に出てきております。一方で環境保全あるいは地域資源の保全ということも柱になっておりますので、これは多面的機能にも結びついているということで、そちらの面にも配慮しているという形でございます。少しぬえ的というふうにご批判を受けるかと思いますけれども、私どもとしてはそういう観点からとりまとめていく、こういう案を提出しているわけでございます。

それでは増田委員。

○増田委員 12年の基本計画から今度の見直しの段階までの大切なことは安全・安心、リスクコミュニケーションの明確な位置だと思います。言うまでもないことでしょうが。この中には確かにいろいろと散りばめてあります。3ページの「基本的な視点」のところにもきっちり書かれておりますけれども、「はじめに」のところにそのことを明記してほしい。私ども消費者は、消費者に軸足を置いた農政への転換というのをずっと聞かされてました。ですから、基本計画の見直しということについてもその視点をかなりきっちりとうたってほしい。リスクコミュニケーションというのは難しい課題ですけれども、できることならば一歩でも農業と消費者が近づいて、消費者にとっての食料・農業であるということを文章化して、消費者に伝わりやすいような表現をしてほしいと思います。

また、認定農業者と女性についても確かに書いてはあるのですけれども、こういうソフトなトーンでは私的にはいささか不満でございまして、認定農業者としての女性の農業者のきっちりした位置づけを促進するというふうに書いていきたいと思っております。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。安土委員のご指摘とも少し絡むようなところがあるわけなのですけれども、この中間論点整理の中で冒頭のところに何を持ってくるかというのはなかなか悩ましいところでありまして、消費者の視点というところももちろん入っているのですけれども、必ずしもイの一番という形にはなっていないわけであります。流れとしては、特に主要3課題についての整理がコアの形になっていますので、それと対応するような形になっております。

食の安全・安心の問題は、ご指摘のとおり非常に重要な問題であるということは、この企画部会としても当然共有できる認識だと思っております。ここはほかにももっと重要で早くという面もあるかと思うのですけれども、後でまたご議論いただきたいと思っておりますが、安全・安心の問題は今後の主要な検討課題の中の一つに位置づけさせていただいてはどうかと考えております。ここでは多少そういう問題意識を書いた上で、具体的なものについては秋以降の議論の中で行つてはどうかという整理に一応しております。それでもご意見がいろいろあれば承りたいと思います。

それから、女性の参画につきましては、ご意見を承った上で検討してまいりたいと思います。

秋岡委員、お待たせしました。

○秋岡専門委員 今の部会長のお話を伺うと、これは後で議論することになるのかなという気もするのですが、正直言ってこの論点は全部漏らさず書いてあって、完璧で一つの漏れもないと思うのですけれども、例えば会社の経営方針を変えるとかなんとかといったときに、重要論点というと大体3つ、多くて5つ位かなというイメージだったので、こんなにたくさん論点があると、逆にどれが論点なのかあま

りよくわからないというのが私の正直な感想です。平たい言葉で言うと今回の目玉になるような論点もあるしそうでもないようなものもみんな一緒にあって、今回のポイントは何なんだという目鼻立ちがよく見えてこないという気がするのです。

「はじめに」のところで、今回はこれが一番変わってこうなるんですというところをぜひどこかで入れていただきたい。

多分国民の関心というのは、今増田委員がおっしゃったように食の安全という問題もありますし、最近の一般紙とか、特に経済専門紙の1面トップに株式会社の農業参入云々が5段位で大きく出るということで、今回株式会社の農業参入がどういう形で認められるのか、あるいは認められないのか、認められる場合にはそれによって農業という1つの産業のシステムがどう変わっていくのか、それによって例えば農水省と農業という1つの産業の関わりがどう変わってくるんだ、国民の理解を求めるという点では、この株式会社の農業参入で新しい産業システムがどうなってくるんだというのが最大の論点かなと思っていたのですが、これを拝見していると、もちろん中には入っているのですが、いま1つよく見えない。

もし私なりにこの論点整理をすれば、1つは、今申し上げた農業の株式会社の参入に伴う新しい農業産業システムの構築とそれに伴う農水省のガバナンスがどう変わっていくのか、多分これに答えることが、「農業の構造改革の立ち遅れ」という一文がありますけれども、その中のなぜ立ち遅れんだという国民の知りたいことに答えることになると思います。少し論点を足せば、そうした新しいシステムの中で、これは個人でも農業生産法人でも株式会社でもいいと思うのですけれども、やる気のある生産者が働きやすい農業の経営環境と規制強化と規制緩和——これは両立すると思うのですが、それをどう整えていくのか。その結果として消費者にとっての食の安全と価格の安定はどう図れるのか。これにもし1つ足すとすれば、農業に関わらず、全人類的課題である環境保全に農業としてどのように関わっていくのか、このあたりが私は個人的に今回の論点なのかなと思っていたのです。これは勝手に思っているだけなのですが、何かそのように今回の目鼻立ちがよくわかるものを国民に伝えていくというのもこのレポートの1つの大事な使命かなと思いました。

○生源寺部会長 ありがとうございました。村田委員のご指摘とも多分重なっているのだろうと思っております。目玉が何かということですが、この中には大きな柱と、実はかなり施策の具体化に際しての留意事項というようなことまで深く入り込んでおりますので、細々としたことがいろいろ書いてあるということになるのかもしれません、基本的にはツリーの構造で、大きな枝、小さな枝という形にはしたいと思っております。

もう1つは、どう世の中に出していくかというときには、そんなに長いものにするつもりはございませんけれども、それなりの文章の量になりますと、それを圧縮してどうわかりやすく提起するかということになります。その場合には今のような問題意識をかなり持っていく必要があるかなと思っております。

安土委員どうぞ。

○安土専門委員 先ほどの論点に関連して、部会長が先ほど食料の安定供給、多面的機能、主たる目的、従たる目的ということをおっしゃったように思うのですが、私は主と従の関係ではないと思うのです。目的と制約条件の関係、あるいは機能を果たしたことの結果として出てくるものと目的とすべきものという関係であって、これをどちらも目的にして主・従とするとちょっと違うような感じを受けるわけです。

これは頭の訓練のためというか、考えるということなので特異な例を出すようですが、端的に言って、食料の安定供給と多面的機能と言われているものが矛盾したらどっちをとるかということです。だから、食料を安定供給しようと思ったら良好な環境が維持できない、あるいは過去つくられた文化的な遺産を壊さなければ食料が増産できないというようなときにどちらをとるかということで、単純に言えば、もし食料の安定供給を目的にしているなら文化の方を捨てなければならない、しかし、どうしても文化を守りたければ目的の方、つまり食料は安定供給されなくていいのだ、つまり食料がなくなてもいいから文化を守るんだということにならざるを得ないわけで、その関係をはっきりさせることが、実は基本的な計画の目的ではないか。したがって、目的が多数あるということは、目的相互の間に矛盾が出てき

たときにどうするかということを考えないでは決められないわけです。

したがって、もし主・従というなら最初から食料の安定供給が主ですが、必ずしも多面的機能というのはそういうことでもないと思うので、やはりこの目的、特に役割、すなわち目的というのはもっと絞って、そして国民からみると、なんといっても食料を安定供給してくれれば農業・農村に対してまず基本的には文句がないと思うのです。もちろん安心・安全とかいろいろな条件があるわけですけれども。したがって、私はどうしてもこの関係がよくわからない。もっと明快に割り切っていた方が多面的機能をはっきり規定したり考えたりするにも有効なのではないか。これをごたごたに一緒にすると何かあいまいなままに皆埋もれてしまうような気がするのですが、いかがでしょうか。

○生源寺部会長 あいまいにして、あるいはごちゃごちゃにするということについて、これは非常に議論がはっきりしなくなるということに関しては全く同感でございます。

主たる従たるということになりますと、これはまた抽象的な議論になってしまいますが、例えば極端な言い方をしますと食料の増産と環境保全という2つの軸は必ずしも同じ方向を向いていない、ある意味では矛盾することがあるのだろうと思うのです。

こう単純化してしまうとちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、これまで環境保全に関して関心が非常に弱かったときにはほとんどそちらのことは考慮せずに食料増産一本で良かった。しかし、現在はそれだけでいいのか。もう1つの評価軸も考慮して、場合によっては食料の生産の仕方についても環境の軸を考えると少し考え直した方がいいのではないか、こういう形で、ある特定の目的一本だけではなかなか律し切れないような状態になってきている、こういう認識がおそらく基本法をつくったときの背景にはあったのだろうと思うのです。

もちろんお立場なりバックグラウンドによって、私にもどのウエートが大きいかと言いますと、それはそれなりに個人的にはございますけれども、いろいろなそういう方のご議論がある中でその間でどうバランスをとるか。そもそもいくつかの要

件なり要請があるということの認識自体が基本法の前まではあまりなかったのだろうと思うのです。したがって、ある意味でいいますと、こちらがメインかサブとか、これができれば当然これがついてくるというような多元的な議論ができるということ自体がこの基本法の理念のしからしむるところではないか。少し褒め過ぎになるのかもしれませんけれども。

まだ少し議論を続けた方がいいような気もいたしますけれども、少し先に進めさせていただければと思います。

八木会長。

○八木会長 資料の3ページの「農政改革の必要性」の（5）の「農業・農村における新たな動き」のところで、先ほどの秋岡委員のご発言なり安土委員の話もございましたけれども、この説明の2行目に「意欲的な取組の萌芽」と書いてあります。しかし、単なる芽ではなくて、実際には例えば農業法人協会は1,600人位の会員でしょうか、法人化が進んで意欲的に経営を展開されている方がいらっしゃいますし、認定農業者が今17万で、いろいろ問題もありますが、環境の問題や食の安全など消費者ニーズをうまく捉えながら経営を伸ばしている1つの流れがあるということを、もうちょっと強く出した方がいいのではないかという気がいたします。一番最初のところに構造改革の脆弱化がありますけれども、結局、どういう人達を伸ばしていくのか、この辺のイメージがまだ十分出ていないような気がしますし、その後の担い手対策のところでもどういう担い手をこれから伸ばしていくのか、育成していくのか、この辺のところがちょっと全体としてトーンが弱いような感じがします。

○生源寺部会長 ありがとうございました。少し時間の配分が、前のところにかなりとっているわけですけれども、どうぞ、森本委員。

○森本専門委員 ちょっと簡単に。2ページの「食に対するニーズの多様化」のところで「国民の食生活の変化に国内生産が十分に対応できていない状況」と書いてございますが、食生活の変化というのは国民の食べ物が変わったと理解してよろ

しいのでしょうか。もしそうであるとすれば、今農水省の総合食料局あたりは日本型食生活に戻さなくてはならないというようなことをやっているわけですね。ということは、今の日本人が食べている欧米型の食の乱れが逆に病気の発生になっていると言っているのですけれども、これではこっちの方を肯定してありますよね。食生活の変化が正しくて、それについていっていない農業者の方が若干おかしいのではないかというようなニュアンスですよね。これは私達農業者としてはどのように捉えたらいいのか。

それと、その上の「BSEの発生などを契機に」。確かに契機はそうなのだろうけれども、食の安全に対するものは無登録農薬であったり偽装表示の方であったり、基本的には消費者の食に対する不安感というのはどっちかと言うとそっちの方が強いのではないかという気がいたします。その2点です。

○生源寺部会長 第1点目でございますけれども、ここで表現しようというのはどちらかというと加工食品、あるいは外食の増加ということを念頭にこういうフレーズにしております。したがいまして、日本農業の得意な分野が生鮮であったということもあって、加工用仕向けの農産物なり外食産業のニーズに合った形での供給が少し立ち遅れているところがあるのではないか。むしろ食生活そのものの欧風化とか、そこはあまり直接は意識しておりません。ただ、それが加工食品の増加あるいは外食の増加と無関係であるとは言えないと思いますけれども、そのような意味合いで書いているつもりであります。

それから、BSEの問題は、ここの表現で言いますと信頼に対する揺らぎということだろうと思うのです。安全そのものもそうありますけれども、いわば情報も非常に揺れたという経緯もありまして、むしろここで強調したいのは信頼の確保ないしは再建ということです。ですから、認識は大体同じベースで考えているつもりでございます。

それでは、またここに戻っていただいても結構でございますので、少し先にまいりたいと思います。次に4ページ、ここから「政策改革の方向」ということで「論点整理の考え方」、ここも含めて結構でございますけれども、2の「担い手政策

の在り方」のところまで、つまり 4 ページの一番下から 5 ページのところについてご意見をいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

永石 委員。

○永石臨時委員 「担い手政策の在り方」の中で（2）の「担い手の明確化と育成・確保」のところなのですけれども、「土地利用型農業につき、地域ぐるみで農地・農業用水の利用調整を行いながら営農が維持されている実態等を踏まえ、経営主体としての実体を有する集落営農等を適切に位置付け」とあります。米政策を見ていると何となくわかるのです。しかし、この辺の「集落営農等」という表現が、前も議論があったのですが、それぞれいろいろなイメージを持っておられるのではないかと思うのです。例えば土地利用調整がちゃんとできればいいのか、生産組織ができている段階でいいのか、「経営主体」という言い方をしていますけれども、どのレベルを経営主体として見るのかというような、もう少し具体的な表現が必要ではないか。今井さんが前に経営政策課の課長をやられているとき「どういうイメージを持ってるんですか」と私は聞きに行ったことがあるのですけれども、そういうことで個々ばらばらにイメージを持っているものですから、この辺は集落営農とかなんとかと言った場合の経営主体というのはもう少し具体的な表現を使っていいのではないかなと思っています。

○生源寺部会長 非常に圧縮しておりますのでこういう格好になっておりますが、当然フルの文章にしていった場合にはもう少し詳しく書いていくことになろうかと思います。ご指摘のように、集落営農と一言で言っても、ここで言う経営としての実体、例えば生産の内容の決定なり生産物の処分なりの権限のあり方、ごく常識的な意味合いでの経営としての実体のあるもの、こういう部分もあれば、ご指摘のように土地利用調整の機能という非常に特化したところで有効に機能しているようなところを指して集落営農という場合もなくはないわけでございまして、ここだけで集落営農が出てくるわけではないと思いますので、その辺はきちんと整理してまいりたいと思います。

そのほかいかがでございましょうか。

坂本委員どうぞ。

○坂本専門委員　　山間地域で経営している私がこの問題に触れるのは素人なのですけれども、都市近郊の担い手というのは結構元気よく頑張っているのです。5ページの担い手の確保の「盛り込むべき事項」に都市農業の緑化の問題、今回39.5度という東京の非常な高温等々から考えますと、都市地域の農業というのがこれから多面的機能を含めた大変大きな役割を果たすとするならば、都市農業の担い手の問題に少し触れる必要があるのではないかということを中山間にいて感じているのです。この辺はなかなか微妙で、「都市農業は何もできない、農政過疎だ」というような極端なことを言う仲間もいるのですけれども、いろいろな縛りが当然あるわけですが、これから担い手として頑張ろうと思っている方が多うございますので、育成ということに少し触れていただいたらいいのではないかと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。ここは秋岡委員がかなり論点が多岐にわたっているというふうにご指摘で、確かにそういう面もあるのですけれども、同時に大臣のお示しになった3課題が柱になっておりまして、相当重たい課題が後ろの方に残っております。そちらにするかどうか、また記述の内容はどうかということを含めてもう少し検討させていただきたいと思います。担い手につきましては、先ほどハ木会長からももう少し具体的な記述が必要ではないかということもございましたので、そのあたりも少し考えていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

森本委員どうぞ。

○森本専門委員　　基本的には認定農業者が担い手の柱になると私どもも当然思っておりますが、今の認定農業者制度を今の状態のままで継続させていくのか、それとも改めて考え方を見直してもう一度認定農業者というものを変えるのか、そして認定の仕方も変えるのかということをちゃんと考えてやるのかというのがちょっと気になるところなのです。今井課長がおられますけれども、それこそ日本全国

の中で認定農業者の全体的な数の設定も全然違うのです。熊本は1万5,000人が目標であったり、滋賀県は800人位であったり、本当に千差万別なのです。これはそういう数字があるので本来出していただきたいと思っているのですが、ああいう認定農業者制度の形であれば絶対柱になり得ません。

だから、これから先、本当に認定農業者でやるのであれば市町村の認定にまでちゃんとした形でタッチしていかないと、今のようにただ単に市町村の認定なのだから基準は関係ない、その市町村長が認定すればそれは誰でもいいですよというような形であれば今までと全然変わらないような形になると思いますので、その辺経営局あたりがタッチする部分だとは思いますが、自分も認定農業者ですけれども、その辺に對してちょっと不安は持っております。

○生源寺部会長 この企画部会でも森本委員をはじめ、実は認定農業者制度の運用につきましてはかなり厳しい注文なり批判があったと承知しております。ここでは「バラツキの解消等を徹底する必要」と書いてありますけれども、いわば運用改善をきちんとするのだと。そもそも農業者自らの申請によって、また地域の実態を踏まえて盛り立てるべき農業者の計画を認定していくという制度の理念そのものはおかしくないだろうと。しかし、運用については、この会議の中での議論のような問題があるということはきちんと踏まえた形にしてまいりたいと思います。

○森本専門委員 今までの制度は継続になるわけですか、認定農業者制度は。

○生源寺部会長 単なる継続と言っていいかどうか、ここは運用の仕方なりについては相当な議論があったということを踏まえて、透明性なり、ここでは「バラツキ」という書き方をしてありますけれども、「等」とある中には相当いろいろな問題があるということを意識しております。完全に今の制度をやめてしまってまた新しい制度を立てるということまで必要だということではないように思います。つまり本来の姿はかなりいい形になっているというのがここを書いたときの認識でございます。

そのほかいかがでございましょうか。

中村委員どうぞ。

○中村委員 当初申し上げましたけれども、議論がどうも心配したような議論になってるなという気もしなくもないです。というのは、秋岡委員が言われたように改革の視点も必要だと思いますけれども、始めるときに来年度予算にも反映させるということを明確にして、大きい話から具体施策の話までこの中で検討するということな物ですから、私もそういう意味でかなり細かい話まで提言をしているはずであります。

この食料・農業・農村の問題も、もともと基本法に基づいてやっているはずでありますから、私の理解では、基本法の4つの理念の前の2つは国民の要求である、との2つはそれを農村・農業が受けていく理念であるというふうに理解をして今まで来ましたし今もそうなっておりますので、そういう視点で考えてきました。その辺の議論を今ここであえてやるのかどうかというのが1つありますけれども、むしろ始めたときはその理念のもとでどういう改革をするのか、ここにもありますように17年度予算を含めてどういう制度をつくるのかという議論をする場であろうと思います。

それはそういうことで間違いがあれば言っていただきたいと思いますが、今も議論がかなり具体的な話になっていますし、そういう話をするなら私も用意をしていますから申し上げようと思っていましたけれども、どうもそこまでいきそうもないというので、言うか言うまいかちゅうちょしております。例えば食生活指針の問題をどう扱うのか、あるいは今の認定農業者の話も意見として言おうと思っていましたけれども、どうもそれは30日の段階かなということでありまして、今日の段階でどういうスタンスでどういうことを言つたらいいのかちょっと今わからなかつたものですから、細かい話までいくならそこまで申し上げてもいいのかどうか。

○生源寺部会長 細かい話という表現でいいかどうか、ちょっと私も迷うところがあるのでけれども、冒頭のところで17年度の政府予算、あるいは制度改革に反映させるというのは、農政改革全体がございまして、しかしそれを進めていく上

では手順があるでしょうと。中には17年度の予算の中に既にある準備をしておく必要のあるものもあるでしょうし、あるいは制度改革も着々と進めていく必要のあるものもあるでしょう。したがって、通常の意味での来年度予算云々という話ではなく、農政改革を推進していく上でそれぞれの手順が必要で、早く着手できるものは着手したいと。したがって、我々は8月10日を目指してやっているわけでございますけれども、早くやろうではないかということでございます。ご発言の趣旨とかみ合っているかどうかちょっと自信がないのですけれども。詳細についてももちろんご発言いただいて結構でございますけれども、私の気持ちとしては改めて文章化したものをできれば次回にも出したいということになっております。

そのほかにこの担い手のところについていかがでしょうか。実は私ども、当然のことですけれども、基本法の条文なり理念なりを常に頭に置いてこの基本計画の変更、見直しはすべきだと考えておりまして、認定農業者もさらにそのベースになる理念ということになりますと効率的かつ安定的な農業経営ということがあるわけであります。これは当然の前提として考えております。

永石委員、どうぞ。

○永石臨時委員 担い手の（3）の「人材の育成・確保」のところなのですけれども、「就業形態や性別等を問わず、幅広く育成・確保していくことが重要」、基本的にそうだと思うのです。その下の「女性の経営参画、社会参画」、これは怒られそうですけれども、当然のことだと思っているのです。上に性別等を問わずに育成していくよとあり、その下にわざわざ女性の経営参画、社会参画を促していくとある。これはもっと力を入れていくという意味ですね。

○生源寺部会長 一般的に女性の参画の議論の文脈で当然出てくるという面もあるのですけれども、逆に、これは私個人の印象ですが、例えばファーマーズ・マーケットとか、いろいろな加工への取り組み等を見ておりますと女性の力で農業・農村が随分引っ張られている面が多いと思うのです。そういう意味合いが私は随分ここには込められているべきだと思っております。

○永石臨時委員 そうですね。わざわざ男女共同参画社会をやっているのに女性で引っ張らすと逆に差別ではないかと言われると思ったものですから、そうだったらしいかと思います。

それから「就業形態や性別等」、あと年齢は入れなくていいですか。

○生源寺部会長 「等」の中には年齢も入っているつもりでございます。例えば高齢者が高齢者なりに農業の活動を続けることができるようなことや、も書き込むことを考えております。

○永石臨時委員 わかりました。

○生源寺部会長 ありがとうございました。確かに有識者ヒアリングの際に今井さんも女性としてわざわざ「女性農業者」と表現されることについて抵抗があるとおっしゃっていたような記憶があります。

そのほかいかがでしょうか。——また後で戻っていただいても結構でございますので、少し先に進めさせていただきます。

次に6ページ、「経営安定対策（品目横断的政策等）の確立」ということで、これは最初に今井課長からご説明がございましたように、少し言葉遣いを整理し、経営政策ないしは担い手政策があって、その中の非常に重要な柱として経営安定対策があり、ある場合は品目横断的な政策という形をとる、こういう整理を前提に組み立てております。この部分につきましてご意見等いただければと思います。

安高委員どうぞ。

○安高委員 品目横断的政策で、その前に経営安定対策と書いてあるのですが、どうもイメージとしては直接支払いなのかなと思えるのです。私は、経営を育てるのであれば最初に補助金の支払いがあるべきではない、逆にそれは良くない方向だと思っておりますので、このように経営安定対策（品目横断的政策）と立てられるならば、補助金ではない、お金ではない政策がまず最初に見えるような政策の出し

方、少なくとも文章の書き方、直接支払いというものが括弧の中に入るような組み立て方にしていただきたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。大変含蓄のあるご発言だと思います。

中村委員どうぞ。

○中村委員 農業者自らの安定対策については去年の12月9日から再三申し上げ、坂本委員からも出ている話ですが、この6ページの（3）の中に入っていないとすれば、（5）で方法論を含めてご議論いただきたいという話をしてきましたけれども、（5）で起こすのが難しい、あるいは中に既に入っているなら結構ですけれども、ご検討いただけるかどうか。

○生源寺部会長 ありがとうございました。今の点につきましてるご発言があったということは認識しております。（4）になるのか（3）になるのか、あるいはそのとおりの形になるのかどうかは別として検討させていただきます。

永石委員どうぞ。

○永石臨時委員 ここで「品目横断的」という表現から「経営安定対策の確立」という表現に切り替え、水田作経営と畑作経営と明快にされたということでかなりイメージが出てきたのではないかと評価しております。ただ、先ほども村田委員からありましたように、「支援対象となる担い手の責務を明確に示す必要」、この責務を逆にどういう責務かという整理をしておく必要があるだろうと思いますので、この辺をメッセージとして伝わるような、例えばこういうこういうということが必要ではないか。つまり、先ほどいろいろ元気な農業の取り組みの萌芽があるよ、全国で事例があるよと。それはヨーロッパ型の環境政策に反映した直接支払いをやっているとすれば、それは国策である。日本もこういう責務というのは国策としてこうあるべきですよ、それに対する直接支払いをしていきますよというイメージをちゃんと定着させるということが必要かなと私は思っていますので、特に米政策の中でこの辺を明快にしてこないとだめかなと思っております。

もう1つは、(2)イ)の「収入・所得の変動緩和対策」、これも何となくわかるのですけれども、ではどこまで、再生産に向かった、こういうことに対する直接支払いをやっていきますよと、この辺もわかるようで何となく変動対策ではわからないということで、具体的表現が使えないかなと。

それから、特にここの中でどこかに入れればいいかなと思うのですけれども、今やっている米政策との関連性といいますか、例えば生産者の主体的取り組みといえども、消費が減退していくということで今の構造が続けば米の過剰は続くわけですから、生産調整という仕組みはどういう形態をとろうとどっちみち必要になってくるだろうと思います。その辺は今の政策、例えば産地づくり推進交付金というのは扱い手だけでは生産調整できない部分が当然出てくるということありますので、その辺も具体的に入れた方がこの辺は非常にわかりやすいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございました。責務の内容、このセンテンスの中で言えば国民の理解と納得を得る。要するに胸を張って誇りを持ってやっていただけのような農業者であるということであり、またこういった施策を講じていくとすれば、当然その効果の検証というようなこともあると思います。また、的確にその対象となっている方のところへ行っているかどうかということです。そのような意味での責務という表現になっているかと思います。

それから、収入あるいは所得の部分につきましては、2001年8月に農林水産省としてのこれから経営政策に関する文書が出ているかと思います。ここではもっぱら価格の振れにどう対応するかという問題意識から経営所得安定対策という表現だったでしょうか。こういう問題意識での整理、あるいはそれ以後検討すべきという方向が出されておりまして、これは底流としてあるわけでございます。当然検討が進められてきているはずであります、それと今回の議論の流れの中では、このうちのア)の方がどちらかというとクローズアップされてきたわけですけれども、この両方を組み合わせる。政策の技術としてかなり難しい問題だとは思いますけれども、基本的にはこういう形でどうかということで、今書き込んでいるということ

でございます。

米政策との関係は、いくつかの点で非常にうまく継続ないしは転換を図っていくべき部分もあるかと思いますので、米政策改革との関連につきましては、おそらくご指摘のようなことを書き込むような格好になっていくのではないかと思います。ありがとうございました。

永石委員どうぞ。

○永石臨時委員 先ほど今井課長にご説明いただいたのでわかってきたのですが、「構造改革の加速化など我が国固有の課題の解決」、「固有の課題」、さっき言った例えば過去の実績に対する所得安定対策、直接支払いをやるのではなくて構造改革を進めるとすればどこの時点で区切ってやるかという議論は出てくるんですね。例えばアメリカみたいに過去の実績で支払いをしていくよというのでは「縁」の政策なのですけれども、では「固有の」というのはそういうのを明快に言うのか、モラルハザードを起こさないような形でちゃんとしますよということを言うのか。この辺はもう少しわかるように表現したらいいのではないかと思っています。

○生源寺部会長 今ご指摘の2つのことは当然念頭に置いております。特にこれはヨーロッパあるいはアメリカの施策との違いであって、日本の場合は特に土地利用型農業、水田農業の場合には今後とも規模を拡大してしっかりした経営をつくるということが至上命題でありますので、ヨーロッパのようにある程度規模が成熟しているところと違うということであります。

それから、あちらはどちらかというと過剰で悩み続けた国であるのに対して、私どもはどちらかというと不足にもなり得る、こういう悩みの国でありますので、そこもやはり違うのだろうと思います。したがって、ちょっと強い表現ですけれども、日本独特の課題を我々は持っているという問題意識です。よろしゅうございましょうか。

それでは山田委員、それから増田委員。

○山田臨時委員 今後の整理の中でもっと具体的なことが当然盛り込まれるのだろうということを念頭に置いた上で注文をつけておきたいと思うのです。1つ目は、今の永石さんとの関連でもあるわけですが、6ページ(1)の2番目の・で「複数作物で構成される水田作経営」云々として「経営全体に着目した施策を講じる」とあるわけですから、当然水田作経営についても中心となる米と麦、大豆、飼料作物等を品目横断的に政策を講ずるというわかりやすい整理がなされると期待しています。今おっしゃいましたように、米政策改革との関連も含めてきちっとしていただきたいと思います。

2つ目に、(4)に関連して野菜、果樹云々がありまして、「担い手への施策の集中化・重点化等を図る観点から」と書いてあるわけです。どうも私の頭の中では畜産、果樹等の担い手をどう想定するかという部分について十分議論した覚えがないのです。というのは、確かにこれら作物については比較的専業化が進んでいるということで担い手が残っています。しかし、作物によりましては、例えば繁殖牛の農家なんていうのは高齢者が優良銘柄牛を手塩にかけて育てているという実態があるわけでありまして、これらを除外するみたいな話になりましたら大事な資源を圧倒的に失うということになるのだと思うのです。

一方、養鶏とか鶏卵とか、場合によったら最近の養豚なんかにつきましても企業化してしまっているわけでありまして、企業経営は持続的な家族農業経営とはかなり違った形になってきているという実態があります。ましてや最近は高度に施設化した野菜生産なんかにおいても企業化の動向が見られるわけなのですけれども、こうした議論をちゃんとやってかからないと、これも施策の集中化・重点化の対象になるというのは、これまたこれでなかなか厄介だと思います。水田農業経営の構造改革の遅れている部分の担い手と、これら作物の担い手についての整理は丁寧にやっておかないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。ここでの議論はどちらかといいますと品目横断型になるようなタイプの経営安定対策についての議論が中心でありましたので、野菜、果樹、今特に山田委員は畜産のことに言及されましたけれ

ども、ここは相当違う構造になっているということで、おそらくそれに同じ位の厚みのある議論を経てそれに施策を見直すということになるだろうと思っています。

増田委員、お待たせしました。

○増田委員 先ほどもご意見が出ておりましたけれども、5ページの「人材の育成・確保」のところの「女性の経営参画、社会参画を促進していくことが重要」というのはちょっと時代が後戻りしていて、逆に差別感が漂っている表現ではないかと思います。男女共同参画社会の中で女性の果たす役割というのを農村とか農業の中でどう位置づけていくかということを明確にしないとおかしいのではないかと思います。そして、そこから認定農業者へのつながりというのが議論になっていくことだろうと思います。

また、担い手の総論としましては、農村と農業というのは、男女差別はないし、定年はないし、新規参入ウエルカムだし、こんな素晴らしい産業はない、そういうことを担い手というところで見えるようにしておかないと、表現は悪いかもしれませんけれども、被害者意識みたいなのが見え隠れして消極的な印象になる。明るい未来を想起させるのが基本計画の役割ではないかと思う。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。表現なり、考え方の問題だと思いますけれども、受け止めてきちんとしてまいりたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。——なれば、また後ほど思い起こしてということで結構でございますので、とりあえず先に進めさせていただきまして、7ページの「農地制度の在り方」について、ご意見、ご発言があればありがたいと思います。

村田委員。

○村田専門委員 こここの部分は文章が短いということもありますけれども、腰が引けていて何も言ってないのと同じように受け取れます。農地制度のあり方というのは、先ほどの担い手の確保を担保するものというか、非常に重要な論点だと思うのです。ここで「基本的な考え方」として「優良農地の確保と農地の有効利用の面

から」、これはもうここにいる人は皆さん異論がないと思うのです。ですから、それをやるにはどうしたらいいのかと。ここに問題点を羅列しているだけで、「在り方」しか書いてなくて、どっちなのだ、右なのか左なのかということをここではっきりしないと、この企画部会の存在が問われるのではないかと思うのです。

「優良農地を確保する」というところにおいては、現状がもう既に闇転用が相当行われているわけなので、それを農業委員会が全然阻止できない現状、これを本来の農地法がきちんと適用されるような形で、そんなことは許さないんだという強い姿勢は当たり前だと思うのです。それが放置されているというのは法治国家としても本当にゆゆしき問題だと思うので、これはもっときちんとする、またそのように行政の運用も行われるようなことを文章ではきちんと書くべきだと思います。

もう1つ、「農地を農地として効率的に利用する」というところなのですが、これも何も書いてないのと同じなのですけれども、白い猫でも黒い猫でもネズミをとる猫はいい猫でありまして、農地を農地として利用するなら誰でもいいというか、多様な担い手に農地を利用させる。それは趣味的な都市部の中高年ファーマーでもいいし、非農家出身の新規就農者でもいいし、有限責任会社でもいいし、もちろん兼業だけの集落営農でもいい。主業農家ということにこだわることはなくて、誰でもいいから農地を農地として利用する人には最大限利用するようにする。それを邪魔させるような法律があるとすれば、それは全部やめる。ここに「制限の要件について検討」とある。「検討」ではなくて「緩和する」ないし「参入を促進する」ということを文章でははっきり書くべきだと思います。

「構造改革特区におけるリース方式」についても、これはこういう問題があるよと盛り込んだだけだと思いますけれども、問題がなければ全国展開するというのは当たり前のことです。もっと農地制度改革について今度は本気だぞという覚悟を示さなければいけないと思うのです。私が過去に、新しい農地法をつくるぐらいの気概で取り組まなくてはいけないと言ったのはそういう意味なので、文章化ではもつとメリハリのついた表現が行われることを期待しております。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

山田委員どうぞ。

○山田臨時委員 すみません、引き続いて。この農地の制度のあり方につきましては、それこそ今後さらに具体的に盛り込んでいただけることを期待して申し上げるのですが、農地制度のあり方は我が国の水田農業の構造改革を進めていくための基本中の基本事項なのだろうと思います。そして、当然このことは、今回最も我々が重視し、今後の農政の最大の焦点になります水田農業における担い手をどのように定めていくのかということと関係する重大事だと思うのです。

それだから余計難しいのですけれども、本日お手元に私の方から政策提案を差し上げておりますが、相当に議論して議論してまとめた内容で、かつまた内容的にはいくつかの点で私が従来から申し上げております集落営農や、さらには多様かつ幅広い担い手を対策の対象にしてほしいと言ったり、担い手を地域からつくり上げていこうではないかと言ったりしているのは、すべて農地をどう農地として有効に利用するか、所有はともかく、社会的、公的にどう利用するかという観点で主張していることをまとめているところであります。

だから、集落営農と言ったり多様かつ幅広いと言ったりすると、聞かれておる皆さんは、何だ、後ろ向きのことを言ってるんじゃないかとおっしゃるかもしれません、そうではないのです。大変難しい我が国の農地の問題を解決するためには、担い手も限定して絞り込んだ担い手だけでは農地は集まらないのであって、だから集落営農だったり、多様かつ幅広いと言っているのだということをぜひ理解していただきたいと思うわけです。

そういう意味では、農地を農地として利用することを基本にして多様な担い手にどう面的に集積するのか、その方策も含めてもっと実態を踏まえた具体的なイメージを持って議論することが大事だと思います。この段階で手遅れだなんて言っていて、その点についてのイメージの議論ができないなんていう話になってしまって文章だけまとめても絶対物は動きません。ぜひこのことについては、大変大事なこと

がここに盛り込んであるのだろうとは思いますが、イメージを持ってこういう形で踏み込んでいこうということをぜひ整理していただきたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。そのほかこの農地制度についてござりますでしょうか。

それでは、坂本委員、中村委員、豊田委員、新開委員、この順番でお願いいたします。

○坂本専門委員 私も、構造の見直しという課題で農地問題は一番重い問題であろうと思います。今まで随分議論がされてきて、この問題は憲法、いろいろな制度と絡んでいますし、8ヶ月程度で解決できるものではない。しかし、本格的な議論は避けて通れない課題だと思います。私もこれは将来の日本の農業を左右する大問題だと思っているのですが、私はこの中間論点整理でぜひ取り上げて皆さんで認識していただきたいことは、では現状の農地の状況はどうなっているかというマッピング、本当に完全につかんであるのか。これは今回の中間論点整理で共通意見として出して、早速、日本列島の農地の現状は一体どうなんだというものを——予算的にも相当金がかかるのかもしれません、急がば回れという言葉もあるわけですから、しっかり把握した上で将来こうすべきだ、これをせずして議論しても大変だろうなと感じておりますので、この中間論点整理の中に盛り込む必要があると思っているのです。

○生源寺部会長 ありがとうございます。もう少し農地制度について続けてご発言を承ってまいりたいと思います。

中村委員どうぞ。

○中村委員 私も農地制度の問題については大変な問題だと思っていますし、議論を含めて見直しは必要だろうと考えております。ここに掲げられた事項も検討しなければいかん事項だろうと思いますし、また山田委員が言われましたように、農業経営として使うもの、また経営までいかなくてもその途中段階で1つの集団が農

地を維持管理するという方向で使うもの、いろいろな使い方、これは「農地を農地として効率的に利用する仕組み」となっておりますが、その相手は絞られるにしてもいろいろな形態があるのだろうと思います。

そこで、先ほど無断転用の話も出ておりましたが、それも気をつけなければいかん問題でありますし、この盛り込むべき事項、これはこれで今後検討されることですから大いに検討していただくし、しなければいかんと思っております。「基本的な考え方」のところで、これだけで終わる問題ではないと思います。かなり長丁場で議論がされる、あるいは永遠にされるかもわかりませんが、そういう問題だろうと思いますので、この際、基本的な考え方のその前提といいますか、農地は単に農地でなくて土地制度全体の問題としてどう位置づけるのかという問題もあると思しますし、土地基本法の理念等ともどのように整合性をとるのか、改めてそういう問題も提起されるのだろうと思います。したがって、農地の管理は本来どこがすべきなのかという議論までいくべきでありますし、当然そうなりますと国家管理、今でもやっているわけでありますから、国家管理のあり方、使い方についてきちっとした哲学を前に1つ置いておく必要があるのではなかろうかと考えております。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは豊田委員どうぞ。

○豊田委員 担い手論がこの中間論点整理に至る経過の中でまだ十分整理されていなかったのではないかという感じがいたしております。農業生産の担い手と地域資源保全の担い手と農村社会の担い手と、担い手にはいくつかのタイプがありまして、それは現実社会ですから完全に切っては離せませんが、それぞれの役割があると思うのです。そういうことについて、政策は、農業政策の対象とする担い手をどう考え、農村政策の対象とする担い手をどう考えるかということについてもっとはっきり出した方がいいのではないかという意見が1つあります。

ちょっと戻ってしまうのですが、第2の「政策改革の方向」の「担い手政策の在り方」「基本的な考え方」のところで「幅広い農業者をカバーするのではなく、対象を『農業生産の』担い手に絞った上で、集中的・重点的に実施する」と、「生産」

をまず加える必要があるのではないか。地域コミュニティーの担い手である地域住民、消費者、兼業農家等は、農的市民として環境資源保全、バイオマス開発、市民農園、都市交流等々の農村政策の対象として極めて重要であり、こうして農業政策と農村政策を区分した上で調和させるというような担い手の総論的なものを第2の2のところに置いた方がわかりやすいのではないかなということをちょっと感じました。

それから、坂本委員の前の発言の中で中山間の担い手のことがございましたが、やはり担い手育成計画といったものを県中央団体等との関連の中で策定して多様な担い手をスピーディーに育成するということが必要であり、実はさっき山田委員がご指摘になったような品目別の果樹部会でも、果樹産地構造再編計画の樹立ということを今中心的な課題としながら検討を進めていまして、その中で、ご指摘のように集落の産地の多くの住民の中から担い手を育成していくということが大事であるということでさんざん議論しております。ここら辺に関しては議論が多々あるところだとは思いますが、担い手という名前の中であまりにも多様なものがそこに混在しているというところをもう少し整理をして、どういう機能の担い手なのかということをもう少し明確な説明が必要ではないかなと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございました。担い手という表現で、担い手A、B、Cというような格好にするかどうかは別といたしまして、問題意識としては私どもは豊田委員のご指摘とほぼ共通のものを持っていると思いますので、混乱のないような形で整理してまいりたいと思います。

新開委員。

○新開委員 農家側としますと、この中間論点整理の中で農地の集積と担い手の明確化と環境をも視野に入れた中山間地の直接支払い制度とは何か、そういうことが一番関心が高いのです。山田委員がおっしゃったように、「農地を農地として効率的に利用する仕組みの構築」というところに一番大きな問題が含まれていると思います。農地の集積で集落営農を進めていくけれども、それは何かというのがまだまだはっきりとしたことがわかっていない方が非常に多いことと、担い手の明確

化と言ひながらも認定農業者制度が全然まだなされていないところがいっぱいある。それから、ばらまきから担い手支援というのに、そのばらまきが何であったかということがわかつていなくて、担い手にはどういう支援をするのかというのが諸々にわかつていらない。そういう部分で言葉では漠然とわかるけれども、これからこれを整理されるときに、先ほど豊田委員がおっしゃったように担い手とはどういうものか、多種多様な担い手がある中で経営する人は誰なのか、環境を守るような担い手とか楽しみながら地域を守る担い手というのは全然地方で違いますので、そこら辺のことをもっともっとこれから整理の中にぜひ入れていただきたいと思います。

それから、耕作放棄とか、ここにずっと書かれている「農地の権利移動制限の要件について」、「構造改革特区におけるリース」、ここが今皆さんにとって農業問題の中で一番大事なのです。しかしながら、地方にはそこら辺のことがまだまだ伝わっていないか。よほど説明していかないとわかつていらない人がいっぱいいて、私が幸いにしてこの審議に出ていますので、今認定農業者の会からすごく呼ばれますけれども、まだまだ漠然とした部分があるから私にもきちんと説明できない段階でいるのです。ここら辺を一つ一つ、農地の集積といいながら集積とは何かとか、認定農業者というのはどういう人達であってこういう支援をするとか、直接支払いというのは中山間地はどう守ったらどういう支援が来るというようなことがわかるとみんな安心して、ああ、まだがんばって農業がやれるという意欲がでてきますので、私はここの「農地制度の在り方」というところにすごくこれから力を入れて話し合っていってほしいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございました。そのほか農地制度についてご発言ござりますでしょうか。なければ次に移りたいと思います。

実は農地制度に関しては私からは何もしやべらずに皆さんのご意見を聞いていたわけでございますが、村田委員から新開委員までご発言がありまして、検討すべき問題点については確かにここに書かれているけれども、これをどう改めていくのかということについては、率直に申し上げましてここではまだきちんと示すことが

できておりません。打ち出の小づちでもあれば別ですけれども、そう簡単にいくものではないということも事実でございます。また、これまでの企画部会での議論の深まりとの関係もあると思っておりまして、中間論点整理の段階でこう行くというところまで詰め切れるかどうか、私自身、率直に言って自信がない状況でございます。

今ご指摘があった点で言いますと、現状の把握、哲学・理念、法制度面の規制のあり方と言ってもいいかもしれません。それから誘導・支援施策の具体的なあり方、おそらくそういうことのご指摘があったと私は理解しております、この点について今後、私ども企画部会、また農林水産省事務局としてどの位のタイムスケジュールでどういう格好で詰めていただくかということを最低限中間論点整理の段階では書き込む。この問題について、非常に関心の高いところでもありますけれども——問題が難しいからでもありますが、もう少し深掘りし切れていないという点があろうかと思いますので、この8月10日までのとりまとめの段階では、この企画部会として次に何を行うのか、あるいは行っていただくか、少なくともそこまでは書いていく、こういう形にいたしたいと思っております。それぞれのご指摘は、ほぼ私も共通の認識を持っているようなところがございます。

それでは、続きまして8ページの「農業環境・資源保全政策の確立」という点につきまして、これは資源保全と農業環境の2つの面が（1）（2）という形で整理されておりますけれども、この点につきましてご意見をいただきたいと思います。

西山委員どうぞ。

○西山臨時委員 特に（2）の方でございますが、「基本的な考え方」を2行で書かれております。この言葉の内容は、これから日本農業の方向、消費者の方々から支持される日本農業の方向、そういうことで非常に重厚な書きぶりと受け止めておりますし、そういう議論もございました。しかしながら、「具体的な施策手法」のア)とイ)でございますけれども、これだけなのかなという思いが非常に強いわけでございます。先ほど村田委員から環境支払いといった言葉をきちんと定着させたらどうかというお話をございましたので、私はそれに賛成でございます。

ただ、すべての問題に通じるわけですけれども、背景として財源問題という大きなハードルがあるということは十分理解をしております。しかし、前段で申し上げたとおり、消費者つまり国民が支持する日本農業を確立していくという今回の農政改革議論が画期的な議論であるなら国民の理解と納得が得られるはずと私は考えております。

EU方式を試行しながらも日本型方式をつくり上げていくために、日本型の環境直接支払いのイメージ、あるいはその必要性、そしてEUの制度に追いついていくその制度設計の具体的な年次的なそういう形、そういうものを現時点では財源的なこういう問題がございますよ、しかし日本の農業がWTOの交渉の中で常に受け身でないという1つの大きな力をここの部分は持っていくべきだと私は思っておりまし、今回私はこの委員にさせていただいて、ここの部分が日本農業を生き生きとした方向に持っていく一番大きな手立てであり、消費者、国民の方に支持していただく手立てだと確信しております。②の「具体的な施策手法」、全体の文章の書きぶりからいきますと一番大事な部分が非常にがっかりするような表現でございます。その辺、中間論点整理あるいは年内での議論の中に先ほど申し上げたような方向をぜひ打ち出していただければと思っております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

村田委員。

○村田専門委員 今の意見に賛成なのですが、「農業生産環境施策の在り方」の②の「具体的な施策手法」、このア)とイ)は極めて重要なことが書かれているわけです。先ほども言いましたけれども、このア)のところ、「農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策において要件化」、これは極めて重要なことなのです。今回導入しようとしている所得政策もこの各種支援策に入ると思うのですけれども、この一番後ろに来てやっと要件化というのが来ると、現場の農業者は非常に戸惑うと思うのです。同じことを重ねて言って恐縮ですけれども、このことはもっと前の方に出さなければいけないということです。

この要件化、英語でいうとクロス・コンプライアンスだと思うのですけれども、非常に大切な考え方だと思うのです。規範というのはどういうものを基準にするかというのは議論のあるところだと思うけれども、それは例えば農業者は法律を守るとか耕作放棄地は出さないとか、最低限、低いレベルでもいいかもしないけれども、ある程度の規範を策定して、それをやらない人、やれない人、つまり仮に大規模農家であっても耕作放棄地を出して放っておくような人、あるいはいわゆる捨てづくりみたいなことをやっている人は支援の対象としないんだということをはっきりしたメッセージとして出せると思うのです。ですから、日本の農業の全体の水準を規範にそろえるというか、レベルを上げるという意味でこれは極めて大切なことで、だからこそここに書くのではなくて、もっと前の方に出すべきだと思います。

それから、イ) もまた純粋な農業生産・環境施策だと思うのです。これは「特定地域」と限定していますけれども、「環境負荷の大幅な低減を図るモデル的な取組に対する支援を導入」と。「支援」というのは環境支払い以外考えられないと私は理解しているのですけれども、こういう施策を新たに導入しようというのは画期的で、私は高く評価したいと思うのです。

さらに図に乗って言わせていただきたいのですけれども、農業生産環境と絞っているけれども、もっと積極的に農政が環境の保全だとか環境の再生策にまで踏み込むような政策をもうやるべき時期ではないかと思うのです。

これは「特定地域において」というところでひっかけて言うならば、私の思いつきですけれども、例えば閉鎖水域である湖沼へ農業の濁水を流さないとか、窒素、リンを流出させないとか、特定の強い農薬は使ってはいけないとか、そういう閉鎖的湖沼の生態系を守るための環境支払いをやる。また、トキやコウノトリの生息環境を守るための環境支払いを特定地域においてやるというようなことが考えられると思うのです。トキもコウノトリも農業の近代的生産のために絶滅危惧種になってしまって、トキの場合は絶滅してしまったわけです。それを今、野生に戻す再生事業が行われているのですけれども、そういうことに農政が取り組むということは国民の農政に対するまなざしも変わると思うのです。これは環境省がやればいいという話ではなくて、もちろん環境省も当然やるべきなのだけれども、農政もこれは

無視していい話ではなく、環境対策は省庁間の壁を破って各省取り組むべき課題だと思うので、中間論点整理にトキ、コウノトリを入れろとは言わないけれども、そういうことも視野に入れた政策も今後展開できるんだというような書きぶりにしていただいたらありがたいと思います。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。この分野、この中間論点整理、あるいはその前から急速に煮詰まってきたといいますか、ある程度具体的な姿が出てきたということもあります、表現ぶりなり全体の中での位置づけをよく考えた上で最終的な文案にまとめていきたいと思います。

それでは長谷川委員。その後、豊田委員。

○長谷川委員 私も基本的に西山委員や村田委員のご発言に賛成なのです。ただ、今私も環境活動をやっておりますので非常に気になることがあります、環境という名のもとにかなりのばらまきが行われている可能性がなきにしもあらずなので、農業を環境型に変えていくことは非常にいいことだと思いますけれども、施策を絞って明確にして、先ほどありましたように受益者あるいは負担する側のことも考えた上で、責務も明らかにした上で施策の展開を図っていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは豊田委員。

○豊田委員 私も委員の方々とほとんど同意見なのですが、具体的な提案を4点ほどさせていただきたいと思います。

まず、(2) ①の「基本的な考え方」というところがございます。その後に、これは安土委員が農業の多面的機能というのは制約であり結果であるというご意見をかなり早い段階でおっしゃっておりましたが、このように整理したいと思うのです。農業が国土環境を保全する多面的機能を有する一方で農業が環境へ負荷をかけている、こうした二側面を有することからみて、農業による環境負荷を抑制するこ

とで初めて多面的機能の発揮をも促進することができる。つまり環境負荷の抑制は代替技術の開発やイノベーションを通じて生産資材の低下、つまり生産コストの削減を実現するものであり、効率的な農業生産は環境保全と調和する道であるという理解を広げる。つまり競争力から言っても環境を組み込む戦略が今極めて重要であり、これを抜きには政策ができなくなっているのが現状ではないかと思いますので、ここで国民の環境問題への関心の高まりの中で、やはりこういった基本的な考え方を入れていく必要があるのではないかというのが第1点です。

それから、「具体的な施策手法」のア)のところで、これはもとに戻るのですが、支援の要件化というのをずっと振り返ってみると、3の「経営安定対策の確立」の(2)「品目横断的政策の考え方」のところに「支援の仕組み」として、ア)「諸外国との生産条件格差の是正対策」、イ)「収入・所得の変動緩和対策」、ここまであるのですが、諸外国で一般的に行われている環境を要件とする支援対策が登場していないのです。ということは振り返ってウ)として、例えば「環境保全の規範遵守、農業による環境負荷削減の規範を遵守することへの支払い」、こういったものを加えることによって全体が極めて整合的、それぞれの施策の整合性が確保できるのではないかと思われます。

3点目は、イ)の「特定地域」云々のところでございますが、これは「環境負荷の大幅な低減」の前に「自然の物質循環とエネルギー代謝の双方における」ということを加える必要があるのではないか。農薬や肥料の物質循環に関わる資材の削減だけではなくて、石油エネルギーを極めて多用するということ、エネルギー代謝の問題についての取り組みが一体となって初めて環境というのは総合性を持って保全されるわけでありますので、これを加える必要があるのではないかと思われます。

さらに、「具体化に際し」というところでO E C Dの汚染者負担原則をご指摘いただいておりますので、これまた大変賛成なのですが、その次に「汚染者負担原則を具体化した各種の経済手法」という形でもう少し具体化した手法を書き込んでもいいのではないかと思われます。それは、今各地方で取り組まれている農業環境税といいますか、課徴金というような手法、これはいろいろな地方公共団体で可能のことです。そういう経済手法を軸にしながら税の優遇措置、減免税を先ほどの規範

を遵守した農業生産者には優先的に与えていく。さらに、税の減免を受ける前提としては、イ) のところにある自発的な取り組み、これを市町村や生産者との環境自主協定という形で具体化して、この自主協定に盛ることによって税の減免を受けられる、こういう政策パッケージを、ここまで来た以上、汚染者負担原則を具体化する1つの手法として体系的にわかりやすく示していく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。かなり具体的なご指摘がございました、すべてについて中間論点整理に反映できるかどうか自信がないわけでありますけれども、経営安定対策の二つの要素と並ぶという格好にはなっておりません。私ども、今検討の段階では、ここにありますように特定地域においてモデル的な取り組みがあって、そこへの経済的な支援、このように考えられると思いますけれども、この部分に今のところとどまっているということがございます。

バイオマス等につきましては、ここは整理として資源保全施策との棲み分けの問題という格好があるかと思います。これは汚染者負担原則、正確に言いますと汚染者支払い原則だろうと思いますけれども、ここにつきましては、ある意味ではクロス・コンプライアンスというのが変則的な導入という面もなくはないと思っております。ただ、汚染者負担、あるいは支払い原則に則った施策の体系をこの段階でつくるというところまでなかなかいきにくいかと思っておりますけれども、大変貴重なご指摘、あるいは今後考えていくべき指摘をいただいたと思っております。ありがとうございました。

どうぞ立花委員。

○立花専門委員 ちょっとお説教めいた話で大変恐縮なのですが、今回の1つの大きな改革の目玉が直接支払いにあると思うのです。私は議論を聞いていて、長谷川さんからも環境に名を借りたばらまきという話がありました。あれやれ、これやれというのは大変結構なのだけれども、それは誰が金を出すのかなという議論が抜けていると整合性がとれなくなるわけです。年金でも様々な形での国民の負担の増

嵩が問題視されている中で、新しく天から降ってくるわけではないとすれば既存の予算をどうやって組み替えていくか。農水省に見直せというだけではなくて、政策を実現するために、この議論に参加している我々自身もそういったマインドを持つて、こういった新しい施策を要求する代わりにやめるものも頭の片隅に残しておかないと、全く減ることは考えなくて新規増分だけという発想では通らないわけです。できるだけ新しい芽を伸ばしていこうというわけですから、決して私はそれをつぶそうという意味で申し上げているわけではないわけです。ただ、そういった新しい施策を打ち出そうとする場合には既存の予算の見直し、組み替えといいましょうか、それを単にお役所に要求するだけではなくて、我々自身がそういうマインドを持たないと政策的には整合性がとれなくなってくるということを申し上げさせていただきたいと思います。生意気なことを申し上げて大変恐縮です。

○生源寺部会長 非常に重要なご指摘、ありがとうございました。

それでは、併せて結構でございますので、最後に第3「その他」ということでごく短い記述になっておりますけれども、内容的には実は中間論点整理の後かなり重い課題が残っております。そこをさらっと「今後の主要な検討課題」という形で整理しております。それから、改革の具体的なスケジュール、手順についても書き込むという形にしたいと思っておりますけれども、この点につきまして何かご意見ございますか。

森野委員どうぞ。その次、安高委員。

○森野委員 冒頭、全体の構成を話すときに言うべきだったかもしれません、今回の中間論点整理はあくまでも8月の予算時期をにらんでとにかくやるということなので、それはそういう進行の具合は結構ですが、この数年の日本国政府の構造改革というのはとにかくビジョンなき構造改革、理念なき構造改革と言われている中で、農政改革をやる上では本来第3の食料自給率の新しい目標を立てるとか食の安全・安心、こういったことについてのきちっとした理念をまず議論した上で政策のプログラムを立て、そしてそれをどのように予算化するかというのが本来の筋なのです。しかし、さはさりながら、とにかく農政改革が急がれる、したがってこう

ということを今中間論点整理で出した、後先が逆になっているということを前書きか何かで部会長がきちと位置づけていただいた方がいいのかなと思います。

また、全体の流れとしては、今日は消費者、生産者という話がずっとありましたけれども、今国民が一番関心を持っているのは構造改革の中で国民負担がますます増えているということ。これは先ほどの話にもあった年金もあり、それに先立つ健康保険の問題があり、今の議論だと多分この先、介護保険が差し当たり上がるだろうと。そういう話に国民が非常に神経質になっているという状況をよく見極めないといけない。国の財政、地方の財政の話は以前したので端折りますけれども、もう1つ、経済の主体としての家庭、特にサラリーマン家庭を中心とした家計が非常に公的負担が増えることによって消費支出が圧迫される。今そういう構造になっていることに対して、結果的にせっかくの農政改革が逆に購買意欲をそぐような形になって改革の試みを空回りさせることがないように配慮していただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは安高委員どうぞ。

○安高委員 第3で「その他」ということなのですが、これは本来「その他」であってはいけないのでしょうけれども、農村のことなのです。今まで議論した中で農村をどのようにしようとか、農村がこうあるべきという部分がほとんどこの中になかった。これについていろいろな見方があるのですが、農業者を含めた生活の場が成り立つのか。農地のある集落というのは農地があればあるのでしょうか、人の集まり、農業者の集まりとなったときに果たしてどうなのだろうか。

実は私、農業をしています。多いときには10人以上のパートが来て農業をしています。パートのほとんどはアパート、団地に住んでいます。農業に実際に従事していればそこに住んでいるとは限らないのです。農家が農業を営んでいるという牧歌的なシーンであれば農村はあると思うのですが、農業が経営感覚を身につけて経営として産業として自立しなさいとなったときには、農業に従事する人と住むとこ

ろがどんどん離れていく。そうすると農業者が生活の場としている農村というのはどうなるのだろうとなったときに、このタイトルの「食料・農業・農村」の「農村」を外すべきではないのか、あるいは「農村」という定義を根本的に変えなければならぬのではないか。

それともう一点、ちょっと戻ります。担い手の部分ですが、確かに産業として農業を議論するときは、担い手、経営者が育っていってくればいいのです。3%、5%が残る強者の論理でいいのです。私は農業が産業として成り立つためには強者の論理でいいと思っております。しかし、社会は9割以上の弱者で構成されるわけです。どのような世界でもそうなると思います。そうなったときの農村をどう考えるのか。農林水産省のこの場は産業としてしか考えませんよというのであれば、農村のこと、9割以上の弱者が住まう地域のことは切り捨ててもいいかもしれませんけれども、そこを含めたところの農村、これから大きく形態が変わるであろう農村をこの基本計画の中でどのように方向づけしていくのか、これはタイトルの中に農村が入っている以上、どこかにもう少し位置づけていく必要があるのではないかと思うかと思っております。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。私も同様の考え方を持っていると言つていいのではないかと思います。今後の主要な検討課題の中には、農村振興と言つていいと思いますけれども、当然そういう課題が入ってくると考えております。

そのほか全体、ご発言を落としたということも含めて結構でございます。実はもう既に予定の時間をやや超過しているのですけれども、どうぞこの際遠慮なくご発言いただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

森本委員。

○森本専門委員 今後も食料自給率の設定はしていくのでしょうか。「目標をはじめ」と書いてありますけれども、僕は自給率というものがいいのかなと思っているのです。僕はどっちかというと「自給力」あたりの方がいいのかなと思っている一人なものですから、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○生源寺部会長 枠予定規な言い方をしますと、基本法の中に基本計画をつくるということがあつて、その中に自給率目標——自給率を向上することを旨としてということだと思いますけれども、書き込むということになつておりますので、当然自給率について議論していくことにならうかと思います。ただし、これは私の今の段階での個人的な意見でございますけれども、今森本委員がおっしゃったように、率はこの問題を考える入り口としては非常に簡潔で、またいろいろなものが集約されている指標ですから有効だと思いますけれども、そこでとどまるところなく、もう少し深い議論をしていく必要があると思います。それから、これはご案内のように現行の基本計画の場合にも品目ごとにどういう改善の余地があり、どこまで改善できるかということを検討し、それを積み上げる形にして目標を設定しておりますので、相当重い大きな作業になる、あるいは議論になると思っております。

そのほか全体を通していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中村委員がご心配のようにこれで終わりということではございませんし、まだまだ詳細な内容についてご提示申し上げて、それについてさらにご意見をいただくということでございますけれども、基本的な構成についてはほぼご了解をいただいたと理解しております。こういう形でさらに少人数グループの議論も経て詰めてまいりたいと思います。

それでは、最後になりますが、事務局から連絡事項があるようでございますので、お願ひいたします。

○今井企画評価課長 資料の4をご覧いただきたいと思います。企画部会の地方公聴会のご案内でございます。前回の企画部会でもご紹介いたしましたけれども、中間論点整理が終わった後、東北地方、仙台市で8月30日、中国四国地方、岡山市で9月7日に地方公聴会を予定しております。仙台会場には生源寺部会長に、岡山会場には豊田部会長代理にご出席いただいて座長をお願いしたいと考えております。委員の皆様には二手に分かれていただくような形で今調整させていただいておりますけれども、また追って正式には連絡させていただきます。当日の会議の持ち方につきましては、各会場ごとに6ないし8名ということで考えておりまして、

うち半数程度は一般からの公募ということで考えたいと思います。現時点ではそのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。今ご説明のありました地方公聴会につきましては、委員の皆様方にいろいろご協力をいただくという形になろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、時間を超過して誠に申し訳ございませんでした。このあたりで本日の会議は閉めたいと思います。

次回の会議でございますけれども、中間論点整理に向けました2回目の議論を持ちたいと思います。7月30日金曜日の午後2時から、場所は今回と同じこの会場で行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

——了——